



〒101-0003
東京都千代田区一ツ橋 2-5-5-13F
株式会社文化財保存計画協会 気付
日本イコモス国内委員会
Tel & Fax: 03-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

重要文化財絵画館への眺望を損なう神宮外苑ホテル計画に関する提言

2017年6月29日

明治神宮殿
三井不動産殿
東京都殿
新宿区殿



日本イコモス国内委員会委員長 西村幸夫
第13小委員会(眺望及びセッティング)主査 赤坂 信

現在、新国立競技場の建設が行われている明治神宮外苑において、聖徳記念絵画館(以下、絵画館)北西に新たなホテル(仮称:神宮外苑ホテル)の建設計画が進んでいます。計画によれば、高さは約50mであり、絵画館前庭の噴水の位置からは、絵画館の左に大きく見えてくることが判明しています。以下、2点について提言します。

1. 神宮外苑ホテルによる眺望問題に関する提言

青山通りから2列のイチョウ並木でヴィスタラインが強調され、明治神宮が設計された当初からランドマークとしての絵画館が中心に見えるように明快に意匠されたもので、神宮外苑ホテルが建設されることになれば、イチョウ並木が終わる所にある噴水からは、左側に絵画館のドームより高くホテルが現れ、国の重要文化財である絵画館への眺望の価値が大きく損なわれることとなります。イチョウ並木の黄葉の時期には大勢の人々が外苑を訪れていますが、親しまれている絵画館への眺めはすでに公物(common)としての価値を有していると考えます。同ホテルが絵画館のスカイラインに対して影響を及ぼすことのないよう、現存の左側高木群の樹高以下に留めるべく、高さへの配慮を事業者各位に求めます。

2. 東京都における「眺望保全に関する景観誘導」の制度的問題に関する提言

東京都の「眺望に関する景観誘導」では、絵画館に関しても眺望点が定められています。青山通りからの1点のみで、これではシークエンス景観(移動することで変化する景色)の保全にはなりません。新宿区では噴水前にもう1点、眺望点が定められており、少なくともこの2点によってはじめて本来のヴィスタ景観がカバーできると考えます。また、東京都の保全対象範囲は絵画館の頂部(ドーム部)から左右30mとなっていますが、この範囲内では既にドームおよび両翼の背後に、建物が明白に見えており、その実効性に懸念が生じています。これでは絵画館背後のスカイラインの保全は困難であり、「眺望に関する景観誘導」を全うすることはできません。有効な景観誘導をはかるために東京都、新宿区に制度設計の見直しを求めます。

以上